

犬山市災害廃棄物処理基本計画

犬 山 市

令和2年3月

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の趣旨.....	1
第 2 節 計画の位置づけ.....	1
第 3 節 本市の特徴.....	4
第 4 節 一般廃棄物処理施設等の状況.....	5
第 5 節 対象とする災害.....	6
第 6 節 対象とする災害廃棄物.....	9
第 7 節 対象とする業務.....	10
第 2 章 災害廃棄物処理に係る全般的事項	11
第 1 節 災害廃棄物処理事業に関する基本方針.....	11
第 2 節 処理スケジュール.....	11
第 3 節 各主体の役割.....	12
第 4 節 組織体制.....	14
第 5 節 発災後の各段階における業務内容.....	16
第 6 節 情報収集・連絡.....	18
第 7 節 協力・支援体制.....	19
第 8 節 市民への広報、周知対応.....	21
第 9 節 職員への教育・訓練.....	21
第 10 節 計画の見直し.....	21
第 3 章 災害廃棄物処理対策	22
第 1 節 避難所から発生する避難所ごみ及びし尿.....	22
第 2 節 災害廃棄物処理の流れ.....	23
第 3 節 災害廃棄物発生量の推計.....	24
第 4 節 収集運搬.....	25
第 5 節 仮置場.....	26
第 6 節 災害廃棄物処理フロー.....	35
第 7 節 分別・処理・再資源化.....	36
第 8 節 貴重品・思い出の品.....	38
第 9 節 環境対策.....	38

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災は、広範囲に渡る未曾有の被害をもたらし、膨大な災害廃棄物が発生し、その処理は困難を極めた。

今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率が70%～80%程度と予測される南海トラフ地震では、愛知県の広い範囲が地震により被災することが想定されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

また、近年、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫や土砂災害等といった災害リスクも高まっている。

一度、大規模災害が発生すると、大量の災害廃棄物が発生し、生活環境の悪化、復旧・復興の遅れへとつながりかねない事態に陥ることとなり、被害が発生してからではなく事前に対策を講じておくことが重要となっている。

この背景を踏まえ、災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれきなど）の処理を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、発災後の早期復旧・復興を行うことを目的として、犬山市災害廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、環境省の定めた災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定、平成30年3月改定）（以下、「指針」という。）に基づき、犬山市地域防災計画（以下、「防災計画」という。）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）（以下、「県計画」という。）と整合を図り、本市が被災地となった場合を想定し、平時の備えや発災後の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための災害応急対策、復旧・復興対策等、対応に必要な基本的事項をとりまとめるとともに、本市が被災した他の自治体を支援することも想定し、平時から資機材や人材の応援、広域的な処理の受入等の支援体制を検討したものである。

被災後には、本計画に基づき初動対応を実施するとともに、災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）を策定する。

実行計画は、処理の方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フローなど、災害の規模に応じて具体的な内容を示すものとなる。本計画及び実行計画の位置づけは、図1-1、図1-2のとおりである。

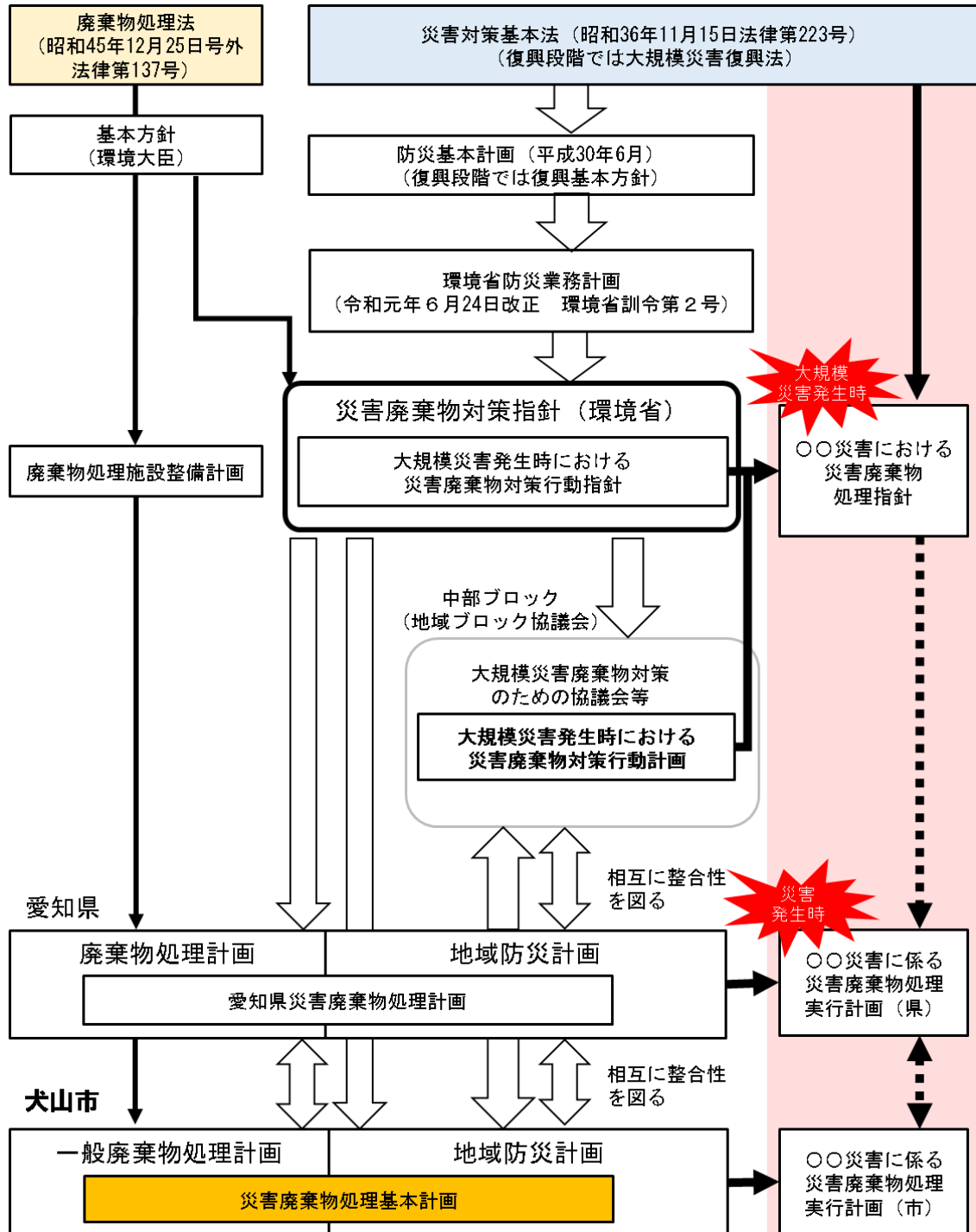


図 1-1 災害廃棄物に係る防災体制に関する各種法令・本計画の位置づけ

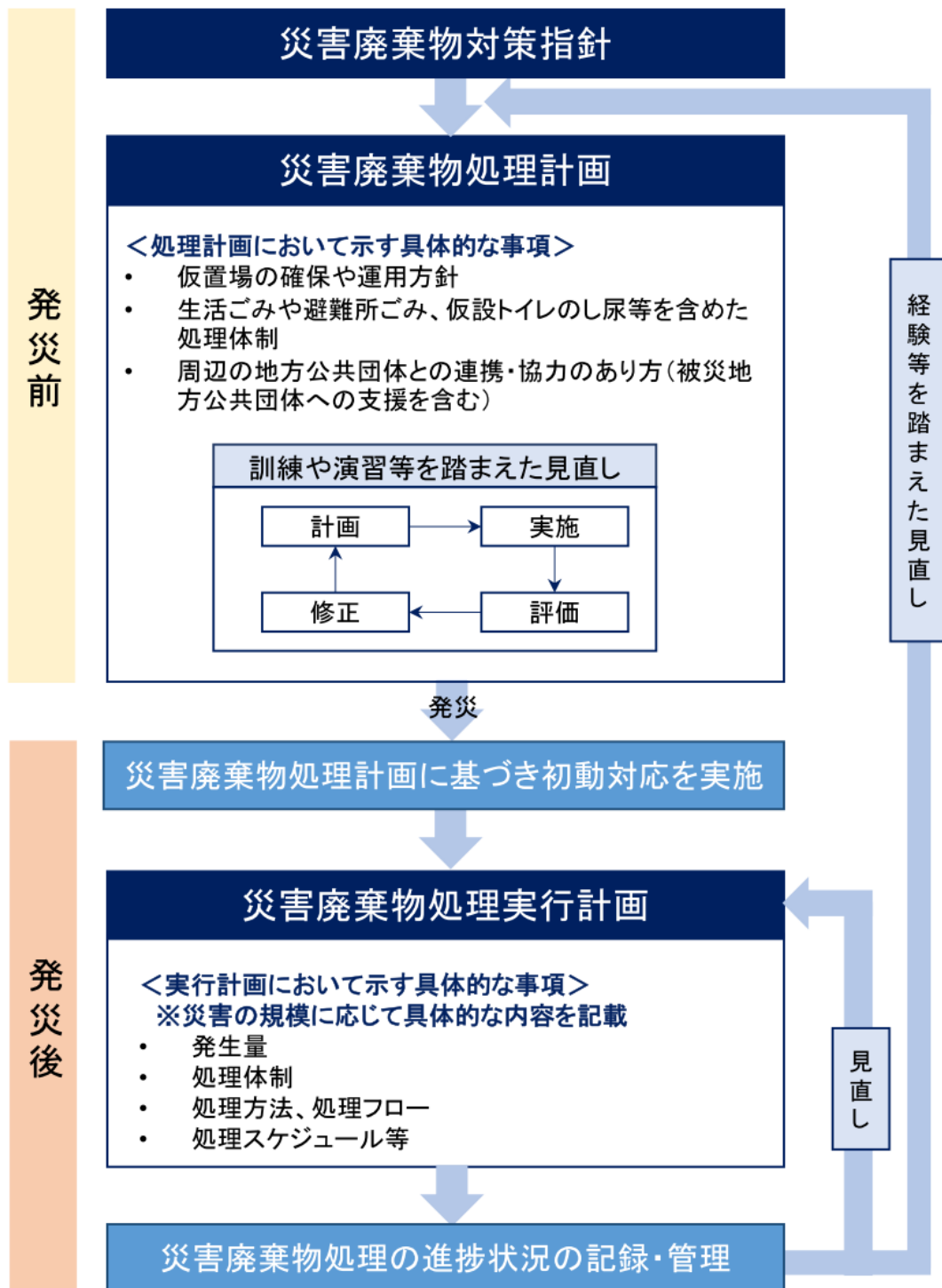


図 1-2 災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置づけ

第3節 本市の特徴

本市は、県の最北端に位置し、北は名勝木曾川を隔て岐阜県各務原市、坂祝町、東は岐阜県可児市、多治見市、南は春日井市、小牧市、西は扶桑町、大口町とそれぞれ接する都市である。

県庁所在地である名古屋市から約25kmに位置し、国道41号線及び鉄道により結ばれ、名神、東名、中央高速道路のインターチェンジや名古屋空港へも至近距離にあり、交通条件に恵まれている。

地形的には、本市の西半域は標高35～55mほどの平坦地が広がり、東半域は愛岐丘陵と呼ばれる標高130～200mほどの低山地が広がり、自然環境の豊かな緑の宝庫となっている。

また、近距離には、各自治体や広域組合によるごみ処理施設、最終処分場が存在している。

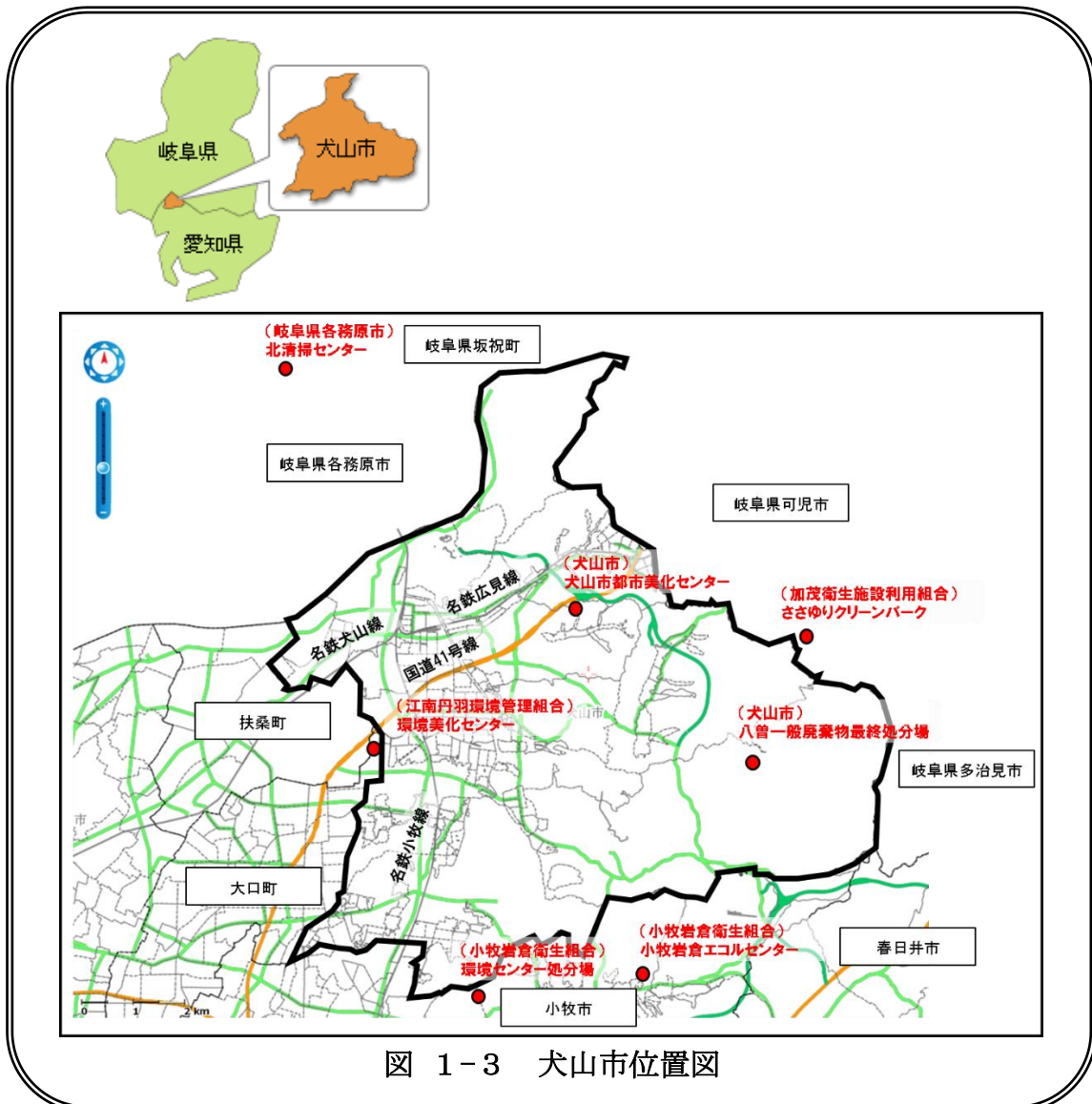


図 1-3 犬山市位置図

第4節 一般廃棄物処理施設等の状況

本市の所有する廃棄物処理施設の能力は、以下のとおりである。

○廃棄物処理施設

名称	犬山市都市美化センター
所在地	犬山市大字塔野地字田口洞 39 番地 128

・焼却処理施設

使用開始 昭和 58 年 4 月 1 日
処理方法 火格子燃焼式（ストーカ方式）
処理能力 135 t / 24H（67.5 t / 24H × 2 基）

・粗大ごみ処理施設（破碎施設）

仕様開始 昭和 59 年 12 月 1 日
破碎方式 縦型衝撃せん断回転方式
処理能力 30 t / 5 H（1 基）

○廃棄物最終処分場

名称	八曾一般廃棄物最終処分場
所在地	犬山市字八曾 1 番地 1

・一般廃棄物最終処分場

埋立開始 昭和 63 年 2 月 29 日
埋立方法 サンドイッチ工法
埋立残容量 16,073m³（平成 30 年度末現在）

○し尿貯留施設

名称	犬山市環境センター
所在地	犬山市字藪ヶ洞 68 番地 1 外

・し尿貯留施設

使用開始 昭和 61 年 3 月 25 日
貯留容量 250 k L（コンクリート槽 50 k L × 5 槽）
脱臭設備 活性炭吸着式

第5節 対象とする災害

1. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震、水害その他の自然災害とする。

2. 想定する被害

○地震災害

県計画及び防災計画に基づき、特に被害が広い範囲に及び、建物等の被害の大きさから大量の廃棄物が発生することが想定される南海トラフ地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデル（以下、「南海トラフ地震（過去地震最大モデル）」という。）を想定災害とする。

本計画においては、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）を想定し、処理方法等を検討する。

想定する地震予測を表 1-1、本市で最大となる被害予測を表 1-2 のとおりとなる。

表 1-1 想定する地震予測

項目		予測結果
想定する地震	想定した地震	南海トラフ地震（過去地震最大モデル）
	発生位置	南海トラフ
	地震の規模	マグニチュード 7.9～8.6
	想定震度	5弱～5強（犬山市）

出典：「犬山市地域防災計画」地震災害対策編（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成 23 年～25 年地震被害予測調査とりまとめ）

表 1-2 本市の南海トラフ地震（過去地震最大モデル）による被害予測結果

項目		予測結果
全壊・焼失数 (冬夕 18 時発災)	揺れ	約 10 棟
	液状化	被害わずか
	浸水・津波	被害わずか
	急傾斜地崩壊等	被害わずか
	火災	被害わずか
	合計	約 10 棟
死者数 (冬深夜 5 時発災、 早期避難率低の場合)	建物倒壊等	被害わずか
	浸水・津波	被害わずか
	急傾斜地崩壊等	被害わずか
	火災	被害わずか
	合計	被害わずか
ライフライン機能 支障 (発災 1 日後：冬夕 18 時発災)	上下水道 断水人口	約 65,000 人
	下水道機能支障人口	約 800 人
	電力停電軒数	約 36,000 棟
	固定電話不通回線数	約 9,700 回線
	携帯電話停波基地局率	80%
	都市ガス復旧対象戸数 (戸)	被害わずか
	L P ガス機能支障世帯数	約 70 世帯
避難者数 (冬夕 18 時発災)	1 日後	約 90 人
	1 週間後	約 3,600 人
	1 ヶ月後	約 90 人
帰宅困難者数 (昼 12 時発災)		約 7,400～約 9,200 人

出典：「犬山市地域防災計画」地震災害対策編（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 平成 23 年～25 年地震被害予測調査とりまとめ）

○水害

国土交通省中部地方整備局が公表している「木曽川水系木曽川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成28年12月）及び、愛知県一宮建設事務所が公表している「木曽川水系郷瀬川・新郷瀬川浸水予想図」による浸水被害に基づき、床上浸水地域が大きく、災害廃棄物の発生量が多いと考えられる「木曽川水系木曽川洪水」を想定災害とする。



出典：国土交通省中部地方整備局 木曽川水系木曽川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

：犬山市防災ハンドブック外水ハザードマップ

図 1-4 木曽川浸水予図

第6節 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、地震、水害その他自然災害によって発生し、特に処理が必要となった廃棄物及びし尿とする。

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理を行うことを基本とする。

表 1-3 対象とする災害廃棄物

区分	種類	内容
被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物	被災ごみ	被災者の家庭から排出される被災により発生したごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿等	仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称)等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、プラスチック等が混在した概ね可燃性の廃棄物(木くずを除く)
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷凍冷蔵庫等から排出される加工品や食品廃棄物、水産廃棄物
	木くず	柱、梁、壁材、家具類などの廃木材
	不燃物	陶磁器等が混合し分別することができない不燃性廃棄物、ガラス、土砂(土砂崩れなどで廃棄物が混入しており分別できない土砂に限る)
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	建物の鉄骨や鉄筋等の金属片
	廃家電(家電4品目を含む)	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、パソコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車
	有害廃棄物	廃石綿等、石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、薬品、感染性廃棄物、化学物質、フロン類など
	その他処理困難物	太陽光パネル、消火器、ボンベ類などの危険物や石膏ボードなど処理が困難なもの

第7節 対象とする業務

災害廃棄物の処理に関して対象とする業務は、災害廃棄物の収集運搬、再資源化、中間処理及び最終処分とする。なお、災害規模によっては、被災建物の解体・撤去作業も対象に追加されることもある。

これらの対象業務を総称して「災害廃棄物処理事業」とする。

この災害廃棄物処理事業には、市民等への周知・啓発・広報や仮置場の整備・運営も含まれる。さらに、これらの事業執行に必要な実行計画の策定、国庫補助申請の事務処理等も対象業務とする。

表 1-4 災害廃棄物処理事業の対象業務

① 収集・運搬
② 再資源化（リサイクルを含む）
③ 中間処理（破碎、焼却等）
④ 最終処分
⑤ 二次災害の防止 （強風による災害廃棄物の飛散、廃棄物による火災など）
⑥ 廃棄物処理の進捗管理
⑦ 市民等への周知・啓発・広報
⑧ 上記業務以外の廃棄物に係る事務

第2章 災害廃棄物処理に係る全般的事項

第1節 災害廃棄物処理事業に関する基本方針

発災後の市民の生活環境に資するべく、災害廃棄物処理事業における迅速かつ適正な処理をするための基本的な方針は、以下のとおりである。

○衛生的かつ迅速な処理

災害で発生する大量の廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正かつ迅速な処理を目指す。

○計画的かつ広域的な処理の推進

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置についても検討する。また、市内での処理が困難となる場合を想定し、広域的な処理ができるよう、近隣自治体や民間事業者と相互協力体制を整備する。

○安全・環境に配慮した処理

災害廃棄物の解体・運搬・保管・処理の各行程の作業にあたっては、安全性を十分に確保しつつ、周辺的生活環境への影響に配慮して進める。

○分別・リサイクルの実施

可能な限り災害廃棄物の分別を行い、廃棄物のリサイクルを図る。

第2節 処理スケジュール

災害廃棄物を処理する能力は限られており、大量に発生する災害廃棄物を一度に処理することはできない。

そのため、処理については生活環境に及ぼす影響の大きなものから優先順位を決め、処理スケジュールを作成し、計画的に処理を行う。

避難所ごみ・し尿については、避難所の生活環境悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集運搬を、3～4日後には避難所ごみの収集運搬を開始し、避難所の閉鎖とともに終了する。災害廃棄物の処理については、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指し、発災後に適切な処理期間を設定し、大規模災害時においても概ね3年以内の処理を

目指す。ただし、復旧・復興事業における再生資材利用の内容や進捗に応じて柔軟に対応する。

なお、発災後、国による処理指針（マスタープラン）が作成された際には、そこで示される目標期間との整合を図る。

第3節 各主体の役割

災害時は、国や県などと連携体制・相互協力体制を構築する。各主体の役割は以下のとおりである。

○国（環境省）の役割

- ・ 被災都道府県からの被害情報・支援ニーズに応じ、緊急時の組織体制を確立する。また、情報収集、連絡・調整等を確実に実施するため、地域ブロック協議会を通して、関係地方公共団体並びに関係団体と緊密に連携し、被災地の実態を正確・迅速に把握し、プッシュ型支援^{※1}を行う。
- ・ 被災地方公共団体からの要請に応じ、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下、「D.Waste-Net」^{※2}という。）の現地派遣、公益社団法人全国都市清掃会議と連携した広域的な協力体制の確保、国際機関との調整、財政支援を行う。
- ・ 大規模災害発生時には災害対策基本法に基づき速やかに処理指針（マスタープラン）を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
- ・ 地方環境事務所が地域の要となり、情報収集、連絡調整することにより被災地方公共団体の支援を行う。

※1 プッシュ型支援

発災当初は、被災地方自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなど、被災地方自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することが困難であることから、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を輸送すること。

※2 D.Waste-Net（災害廃棄物処理ネットワーク）

環境省が事務局となって運営し、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に行われるよう、平時においては、人材育成、防災訓練等への支援を行い、発災時には、現地支援を行う。

○愛知県の役割

- ・ 県内市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的支援に努めるとともに、広域的な観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。
- ・ 発災前においては、県内市町村に対して、災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行い、県内市町村における災害廃棄物対策を促進するとともに、市町村及び民間事業者団体、他県、国との間で協議・調整を行い、広域的な支援体制を整備する。
- ・ 発災後に、被災市町村が適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、被災市町村の被害状況に応じ、支援側となる市町村や民間事業者団体、他県、国との間で連絡調整を行い、支援体制を整備する。

○犬山市の役割

- ・ 発災前においては、発災時に備え迅速かつ円滑な災害廃棄物処理が行えるよう体制を整備する。
- ・ 発災時における災害廃棄物の処理対策組織として、防災計画に基づき、環境班を組織し、環境班を中心に災害廃棄物の処理を行う。
- ・ 県計画と整合を図りつつ、災害時に市内の廃棄物を迅速かつ適正に処理が行える体制を整備する。
- ・ 本市が被災していない場合や被災の程度が軽い場合は、他の被災市町村や県からの要請に応じて、資機材や人材の提供、処理の受け入れ等に協力するものとする。

○市民の役割

- ・ 平常時から、ごみの分別の徹底を行い、災害時にも分別を行えるようにする。
- ・ 災害で発生したごみの分別に努め、本市が行う災害廃棄物の円滑な処理に協力する。
- ・ ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外の排出は行わず、本市が指定した方法を守り、集積場所の衛生確保に協力する。

○事業者の役割

- ・ 被災した事業所から排出される廃棄物は、事業者の責任において適正処理に努める。
- ・ 本市と協定を締結している事業者に関しては、協定に基づき、必要な資機材や人員の提供など、災害廃棄物処理等に協力する。

第4節 組織体制

1. 災害廃棄物処理組織体制

発災後において、膨大な量の災害廃棄物処理が必要な場合、防災計画及び本計画に基づき組織した、環境班を中心に災害廃棄物の処理を行う。

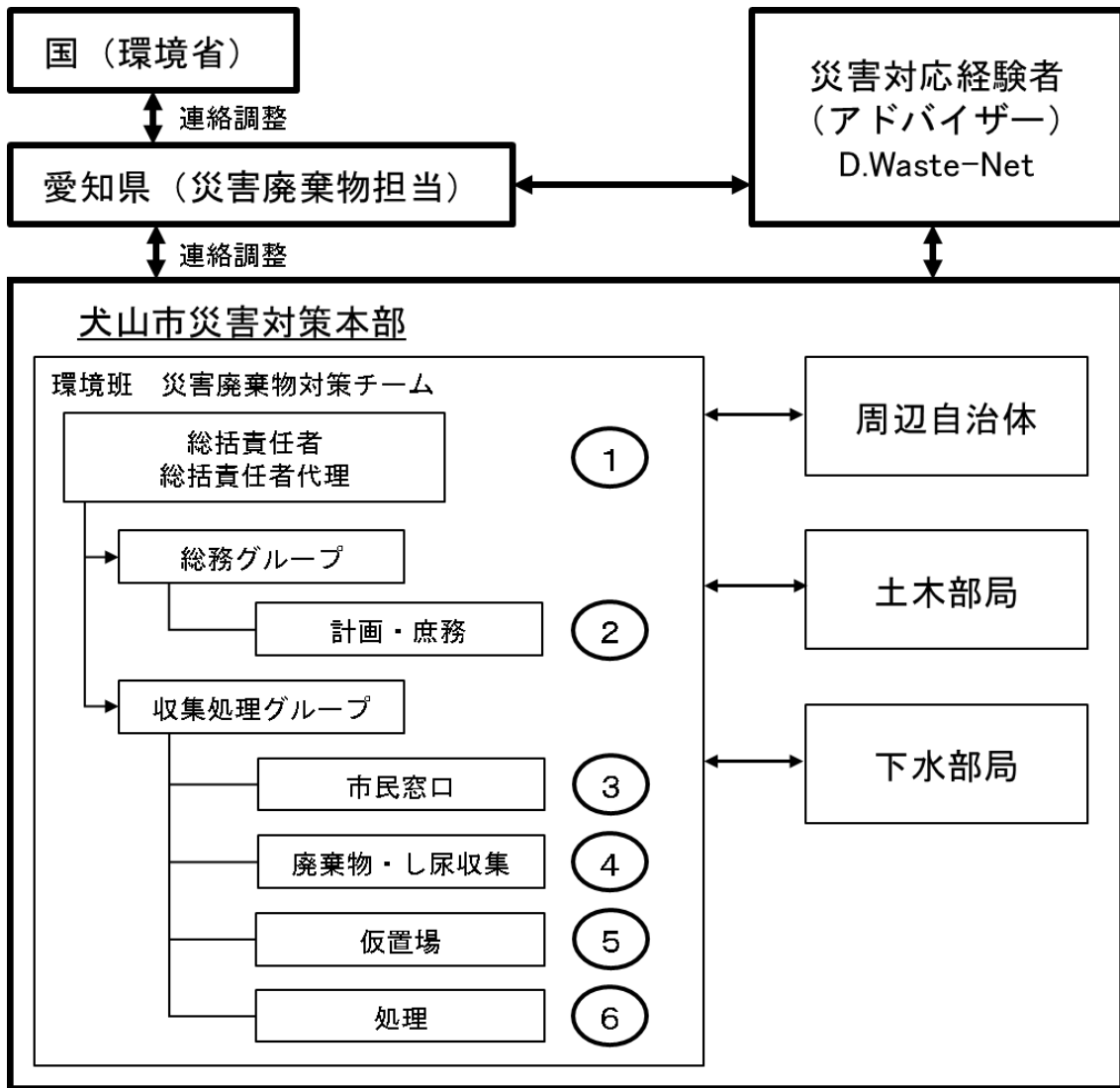


図 2-1 災害廃棄物対策における組織体制

2. 災害廃棄物対策チーム

災害廃棄物対策チームの設置にあたっては、業務内容を踏まえて人員の配置等を検討する。

表 2-1 災害廃棄物対策チームの役割と業務内容

	役割	業務内容
①	総括責任者、 総括責任者 代理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の安全確保及び安否確認 ・ 災害廃棄物対策チームの設置・運営、全体の状況把握 ・ 災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理など
総務グループ		
②	計画・庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、被災状況の把握 ・ 災害廃棄物の発生量推計 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定、見直し ・ 業務全体の進行管理と調整 ・ 庁内（土木部署等）、国、県、支援団体との連絡調整 ・ 災害対策本部との連携 ・ 他市町村、支援団体等への応援要請、調整 ・ 倒壊家屋の撤去事業の調整 ・ 写真記録者の設置 ・ 予算の確保 ・ 国庫補助の対応 ・ その他資機材調達
収集処理グループ		
③	市民窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民広報（ごみ・し尿の収集、仮設トイレ、仮置場） ・ 市民広報（解体撤去等） ・ 問合せ対応
④	廃棄物・し尿 収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレの設置及び維持管理 ・ ごみ（避難所、一般家庭）収集運搬、処理 ・ し尿（避難所、一般家庭）収集運搬、処理 ・ 災害廃棄物処理協定に伴う委託業務事務
⑤	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の設置について ・ 仮置場の運営管理について ・ 仮設処理施設の検討
⑥	処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設処理施設の管理 ・ 仮設処理施設の設置、運営管理 ・ 再生利用、最終処分の実施

第5節 発災後の各段階における業務内容

1. 発災後の業務内容

災害廃棄物処理で行う業務の内容を時期区分に分けて整理する。各時期区分は、災害規模や内容により異なる。

表 2-2 発災後の各段階における業務内容

時期	業務内容
初動期 (発災～3日程度) (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、廃棄物処理施設、廃棄物収集運搬事業者等の被災状況の把握 ・ 避難所開設場所と避難者数の把握 ・ 県への報告及び情報収集 ・ 災害廃棄物処理体制の構築（必要人数の確保、役割確認） ・ 写真記録者の設置 ・ 災害廃棄物発生量の推計と必要面積を確保できる場所の決定 ・ 災害廃棄物処理実行計画策定に関する調整 ・ 仮設トイレ設置及びし尿収集運搬処理 ・ 仮置場の設置、管理、運営 ・ 広報の実施、市民の問合せ窓口の設置 ・ その他必要な事項
応急対応期前半 (3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力、支援体制の整備と役割分担整理 ・ 近隣自治体、県、関係団体等への支援要請 ・ 倒壊解体申請窓口の設置、受付 ・ 廃棄物処理施設等復旧対策実施 ・ 収集運搬及び処理方法の検討 ・ 有害廃棄物、危険廃棄物の優先収集運搬、処理 ・ 国庫補助金関係事務の実施と予算確保 ・ その他必要な事項
応急対応期後半 (3か月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県への事務委託検討 ・ 必要に応じて二次仮置場の準備、開設、運営 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ その他必要な事項
復旧・復興期 (3か月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の進捗状況の把握と報告 ・ 仮置場の土壌調査、復旧工事及び撤去 ・ 仮設トイレの撤去 ・ その他必要な事項

2. 発災後の職員招集に伴う業務優先度

発災時には公共交通機関の停止や道路通行の支障などにより職員が集まらないことが想定される。限られた職員で災害廃棄物の処理を行うために災害初動業務に優先度を設定し、優先度の高い業務から実施する。

表 2-3 初動期に実施する業務の優先度

優先度	内容
優先順位 高  優先順位 低	・ 情報収集、被災状況の把握
	・ 廃棄物処理施設の被災状況の確認
	・ 廃棄物収集運搬事業者の被災状況の確認
	・ し尿収集運搬及び処理に係る車両等の資機材確保
	・ 災害対策本部との連携
	・ 避難所、避難者数の把握
	・ 仮設トイレ必要者数の把握及び汲み取り体制の構築
	・ 避難所ごみの収集体制の構築

第6節 情報収集・連絡

災害廃棄物処理を適正かつ迅速に実施するため、必要な情報を収集し、廃棄物処理に必要な要望を伝える。災害対策本部から得た情報を廃棄物収集運搬事業者や処理事業者等と共有し、迅速な廃棄物収集を図るとともに、廃棄物収集運搬事業者が市内を収集に回る際に得た被災状況などを災害対策本部へ情報提供する。

発災時に必要とする情報は以下のとおりである。

表 2-4 環境班として必要とする情報の区分と内容

区分	収集する情報	目的
廃棄物処理に関する施設、機材、人員の状況	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の収集、処理に必要な事業者の被災及び稼働状況の確認 (廃棄物関係事業者へ直接確認) 	処理能力の把握
建物等の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 建物の全壊、焼失、半壊の棟数 床上浸水、床下浸水の棟数 浸水面積 (災害対策本部から情報収集) 	災害廃棄物等発生量の推計
避難所開設場所と避難者数	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の場所、状況 各避難所の避難者数 (災害対策本部から情報収集) 	避難所から発生する生活ごみ、し尿等の発生状況の推計
ライフラインの被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 停電、断水、ガス供給停止の状況及び復旧の見通し 下水処理状況の確認 (災害対策本部から情報収集) 	停電断水による処理施設の復旧及び処理計画への反映、上下水道の被害により発生するし尿量の推計
道路等の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 道路、橋梁の被害状況と復旧の見通し (災害対策本部から情報収集) 	廃棄物の収集運搬体制への影響の把握

※環境班に死亡者に関する業務があるが本計画では対象としない。

第7節 協力・支援体制

1. 自衛隊・警察・消防との連携

発災当初においては、人命救助を優先しなければならない。迅速な人命救助のために、道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊家屋の解体撤去等が必要になることがある。

自衛隊、警察、消防と連携して情報の共有化を図り、連携・調整にあたっては、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整する。

2. 地方自治体との連携

他市町村等との間に応援協定を締結しており、本市に被害が発生した場合には協定に基づき支援を要請するとともに、他市町村に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行う。

表 2-5 地方自治体との廃棄物処理に係る協定締結状況

名称	協定締結先	内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（平成26年1月）	愛知県及び愛知県下54市町村及び21事務組合	相互応援
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書（平成28年4月）	ごみ処理施設を保有する5市町村及び5事務組合	

3. 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理は、廃棄物の発生量が多いことから、市町村よりも民間の廃棄物処理事業者の方が処理に精通している場合がある。

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うため、それらの廃棄物を扱っている民間事業者の経験・能力を活用し、発災時には被害状況に応じて支援を要請する。

表 2-6 民間事業者との廃棄物処理に係る協定締結状況

○産業廃棄物処理事業者との連携

名称	協定締結先	内容
災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（平成27年6月）	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	災害がれき及び災害時に一時的に発生する生活ごみや粗大ごみ並びに適正処理が困難な廃棄物の収集運搬及び処理

○し尿汲み取り事業者との連携

名称	協定締結先	内容
災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定書 (平成30年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有限会社犬山衛生管理組合 ・ 合資会社犬山衛生社 ・ 株式会社東海SUNKEY ・ サニター株式会社 ・ 輪栄工業株式会社 	災害時のし尿の収集運搬

○廃棄物収集運搬事業者との連携

名称	協定締結先	内容
災害時における廃棄物の収集運搬に関する協定書 (平成30年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合資会社犬山衛生社 ・ 株式会社東海SUNKEY ・ 株式会社愛北リサイクル ・ 有限会社犬山衛生管理組合 ・ 有限会社江南紙原料 	災害時の廃棄物の収集運搬

○最終処分に関する事業者との連携

名称	協定締結先	内容
災害時等の焼却灰・飛灰の運搬及び処分に関する基本協定書 (平成30年10月)	グリーンフィル小坂株式会社及び収集運搬に係る3社 (DOWA通運株式会社、濃飛倉庫運輸株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	災害時の焼却灰・飛灰の運搬及び最終処分
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 (平成30年10月)	大栄環境株式会社	災害時の廃棄物の運搬及び処分

4. その他の支援協力体制

被災時に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片づけごみの排出、分別方法の周知、一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援など、D.Waste-Netを活用した応援要請を行う。

5. ボランティアとの連携

環境班の総務グループは、災害廃棄物処理についてボランティアが必要である場合、防災計画で組織される福祉班へ要請し、受け入れについて調整を行う。

ボランティアに対しては、必要に応じて避難所のごみ分別や被災家屋における家財の撤去など多くの人員が必要となる清掃業務の協力を要請する。

第8節 市民への広報、周知対応

災害廃棄物は、多様な性状の廃棄物が一度に大量発生し、市民は発災直後から直ちに自らの生活環境の外に災害廃棄物を排出し始める傾向がある。

発災時に廃棄物の排出方法に対する分別排出を徹底するために、市民に対して利用可能なメディアを活用し、できる限り迅速に必要な情報を広報するものとする。

また、災害廃棄物にも分別が必要であることや、どのように排出するのかを事前に周知することで、生活環境の悪化や不法投棄、災害廃棄物処理の効率化に繋げる。

第9節 職員への教育・訓練

本計画の記載内容について、職員に周知するとともに、平時から災害対応に係る研修に参加し、災害時に本計画の実効性を高め、活用できるよう教育訓練を継続的に行っていく。

また、県や関係団体等が参加して情報交換を行う連絡会、災害廃棄物に関する研修会等への参加により、人材の育成を図る。

さらに、本計画の内容が適切に運用・実施されるよう、防災部局と連携し、発災時を想定した訓練を行い、問題の抽出と改善策を検討し、処理計画へ反映する。

第10節 計画の見直し

本計画は、平時から県や近隣自治体、関係団体などと情報の共有化を図るとともに、発災時の連携や協力体制の構築を進め、災害に対する意識向上や災害廃棄物の処理に関する研修や訓練等の実施、実際の災害対応により明らかになる課題等を踏まえて、より実効性のあるものにするため、適宜、適切な見直しを行う。

また、国の計画や指針、本市の防災計画等の関連計画の改定を踏まえて、本計画の内容の再検討を行い、必要に応じて見直しを行う。

第3章 災害廃棄物処理対策

第1節 避難所から発生する避難所ごみ及びし尿

1. 避難所から発生する避難所ごみ

各避難所の避難者数から避難所ごみの発生量を推計し、推計結果に基づき収集運搬頻度や車両台数を検討する。収集ルートは平時のルートに避難所を組み込んで計画するが、発災時には道路の不通などにより平時のルートが利用できず、収集効率が低下することを考慮して検討する。

避難所ごみは、仮置場に搬入せず犬山市都市美化センターで処理及び再資源化事業者への搬入を行うことを原則とするが、通常的生活ごみと比べ、段ボールやプラスチック製容器包装、使用済みの衣類等の廃棄物が増加するなど、性状が異なることを勘案し、平時から受け入れ体制の検討を進める。

表 3-1 避難所ごみの発生量

避難者数（発災から1週間後）	避難所ごみの発生量
3,600人	3,297.6kg

※ 犬山市地域防災計画内で避難者が最大となる場合の排出量を算出

※ 避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

※ 発生原単位（1人1日平均排出量＝916g）

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2

：犬山市地域防災計画（南海トラフ地震（過去地震最大モデル）
における避難者数（冬夕18時発生）

：平成29年度愛知県一般廃棄物処理実態調査（愛知県平均）

2. 避難所から発生するし尿

避難所から発生するし尿発生量は、避難者数に発生原単位を乗じて推計し、推計結果に基づき収集運搬頻度や車両台数を検討する。発災時は、平時の収集場所や収集量に避難所から発生するし尿の収集が増加することになるため、平時の収集体制では対応できない場合も考えられるが、その場合は近隣自治体や民間事業者等に応援を要請し、収集運搬体制の確保に努める。

また、仮設トイレ必要基数については、し尿発生量の推計結果に基づき算出する。

表 3-2 避難所から発生するし尿発生量

避難者数 (発災から1週間後)	避難所から発生する し尿発生量	仮設トイレ 必要基数
3,600人	6.1kL	46基

※ 犬山市地域防災計画内で避難者が最大となる場合の排出量を算出

※ し尿発生量=避難者数(人)×発生原単位(L/人・日)

※ 発生原単位 (1人1日平均排出量 =1.7L)

※ 仮設トイレ必要基数=避難者数÷仮設トイレ設置目安

※ 仮設トイレ設置目安=78.4

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2

：犬山市地域防災計画（南海トラフ地震（過去地震最大モデル）
における避難者数（冬夕18時発生）

：平成29年度愛知県一般廃棄物処理実態調査（愛知県平均）

第2節 災害廃棄物処理の流れ

「発生場所」から撤去された災害廃棄物の多くは、まず「一次仮置場」に運ばれ、分別・保管された後、廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場等）にて中間処理、最終処分、再資源化を行う。大規模災害の場合は、仮設中間処理施設等を配置する「二次仮置場」を必要に応じて設置するとともに、一次仮置場が設置される前には、「近隣集積所」という被災者が生活環境の確保や道路脇等への散乱防止のため、仮に集積しておく場所の開設を状況に応じて検討する。

なお、災害廃棄物の処理においては、最終的な処理が行われるまで多くの工程を経るが、可能な限り再利用を行う。

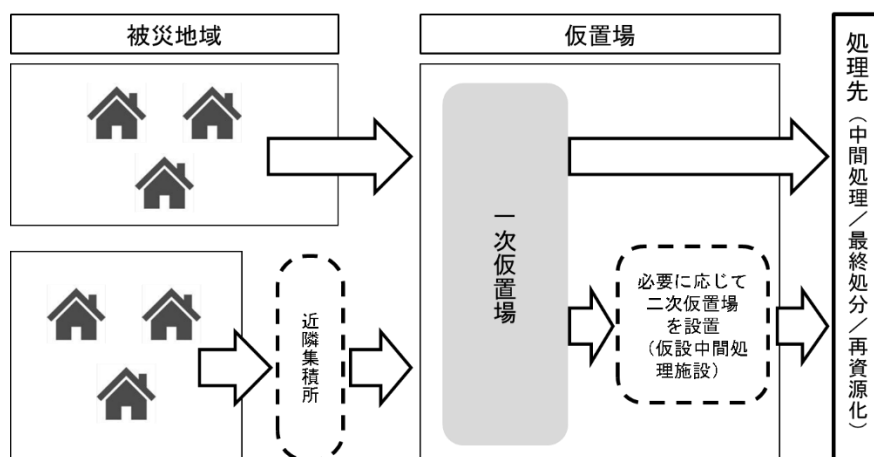


図 3-1 災害廃棄物処理の流れ

第3節 災害廃棄物発生量の推計

1. 地震による災害廃棄物発生量

南海トラフ地震（過去地震最大モデル）発生時の災害廃棄物発生量は以下のとおり推計されている。

表 3-3 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）において
想定される災害廃棄物発生量

単位：トン

選別前		選別後					
災害廃棄物	津波堆積物	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリートがら	金属	分別土砂
6,494	0	653	790	78	4,655	318	0
合計		6,494					

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

2. 水害による災害廃棄物発生量

木曽川水系木曽川浸水発生時の災害廃棄物発生量は以下のとおりとなる。発生量については、木曽川浸水予想図「想定最大規模」を踏まえて本市で推計した。

発生量推計の結果、南海トラフ地震（過去地震最大モデル）より発生量が多いが、本市独自の推計方法であり、県計画や防災計画と整合を図るため、本計画では南海トラフ地震（過去地震最大モデル）を想定して処理方法等を検討している。今後、指針等で水害による災害廃棄物発生量の推計方法が示され、それに基づき県計画や防災計画が変更の場合においては、改めて発生量を推計し、処理方法等を検討する。

表 3-4 木曽川浸水において想定される災害廃棄物発生量

単位：トン

選別前	選別後		
災害廃棄物	可燃物	不燃物	金属
18,755	13,653	4,539	563
合計	18,755		

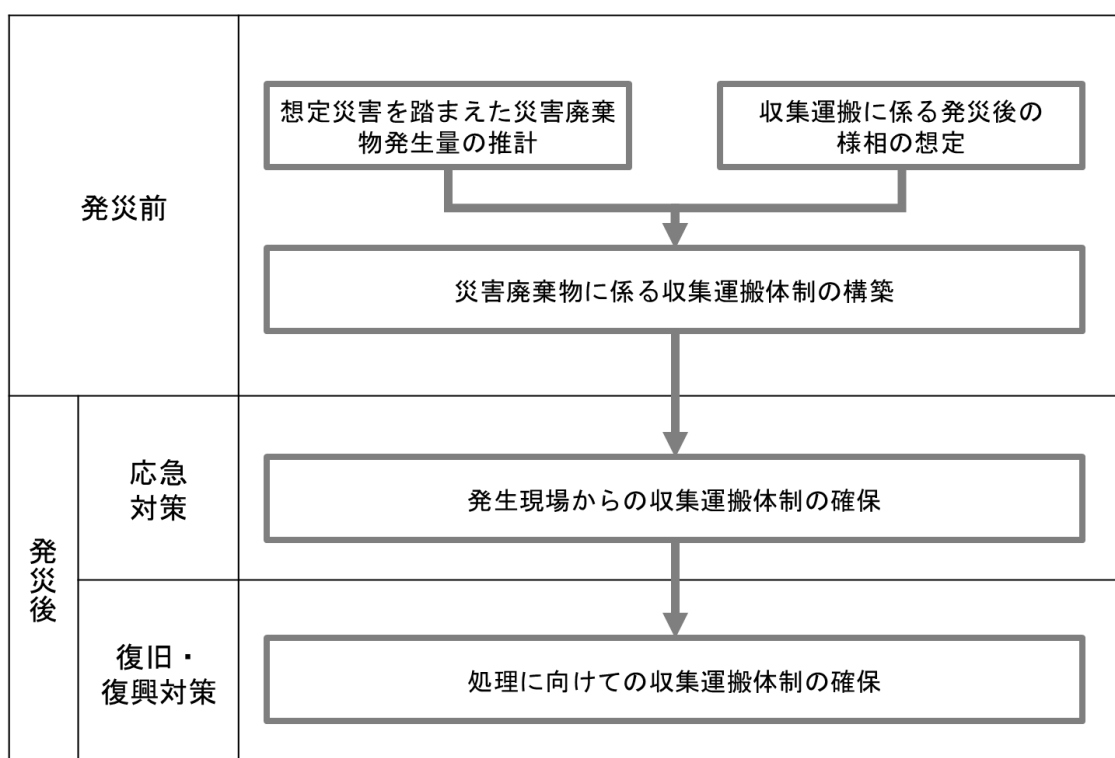
第4節 収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに収集運搬体制を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。

発災前には、被害想定に基づく災害廃棄物発生量を踏まえ、発災後の収集運搬体制の様相を想定した上で、あらかじめ収集運搬体制を構築する。

発災後の応急対策としては、事前に整理した体制を踏まえ、速やかに収集運搬体制を確保し、生活圏からの災害廃棄物の収集・撤去を優先的に行う。

発災後の復旧・復興対策としては、広域処理を含めた処理に向けての収集運搬体制を確保する。



出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

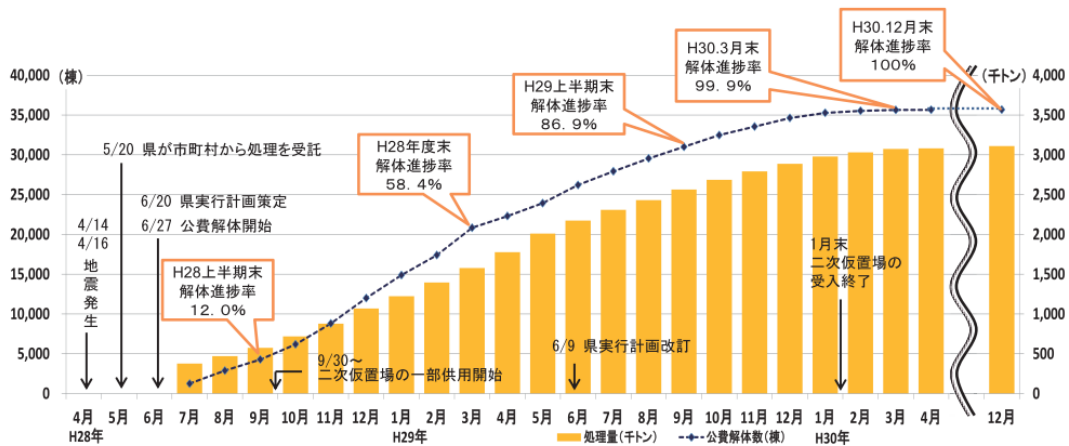
図 3-2 収集運搬における対応プロセス

第5節 仮置場

発災時には、片付けごみや家屋解体がれきなどの災害廃棄物が大量に排出される。これら大量に排出される災害廃棄物は直接廃棄物処理施設へ搬入しても、その処理が困難となることや被災状況によっては、廃棄物処理施設に向かう経路の確保が困難である場合等が考えられるため、環境保全上影響の少ない場所で暫定的に積み置きできる仮置場を確保することが必要となる。平時から災害の種類に応じた災害廃棄物の発生特性を考慮して仮置場候補地を検討する。

○地震災害での災害廃棄物発生特性

倒壊家屋の解体時に廃棄物量が多くなり、長期間に渡って排出される傾向にある。発生する廃棄物はコンクリートがら、木くずが多く、解体作業の管理により廃棄物の分別が図れる。



出展：平成28年熊本地震における災害廃棄物処理の記録

図 3-3 熊本地震における公費解体と災害廃棄物処理の進捗状況の推移

○水害での災害廃棄物発生特性

発災直後からすぐに生活圏外に土砂混じりの災害廃棄物の排出が行われ、道路上に廃棄物が散乱する事例もあるため、特に水害の場合、発災後速やかに仮置場等を設置し、周知することが重要である。

表 3-5 過去の災害における発災日と最初の仮置場が設置された日の関係

災害名称	発災した日	最初の仮置場が設置された日
令和元年台風19号災害 (長野市)	令和元年10月12日	令和元年10月14日
平成30年7月豪雨 (倉敷市)	平成30年7月8日	平成30年7月9日
平成27年9月関東・東北豪雨 (常総市)	平成27年9月10日	平成27年9月11日
平成26年8月豪雨 (広島市)	平成26年8月20日	平成26年8月20日

出展：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策チーム（災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～、2016年3月31日）を基に最新の事例を追記

1. 仮置場の分類等

仮置場は用途に応じて3種類に分類される。設置する仮置場の分類と設置期間は以下のとおりとする。ただし、二次仮置場については被害規模などを勘案し、必要に応じて設置を検討する。

表 3-6 仮置場の分類と設置期間

名称	定義	設置期間
近隣集積所	被災者が生活環境の確保や道路脇等への散乱防止のため、仮に集積しておく場所	発災直後から必要。(発災直後～数か月) ※発災直後から必要に応じて設置する。 市外等からの「なりすましごみ」の被害も多いため、一次仮置場を開設した後に、可能な限り早く閉鎖する。
一次仮置場	災害廃棄物を処理前に一定期間、分別・保管し処理場へ搬出する場所	発災後速やかに必要。(発災後～3年程度) 災害の被害状況を踏まえ設置する。 ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置場所等を検討する。
二次仮置場	災害廃棄物の破砕・焼却処理等を行うために仮設の中間処理施設を設置する場所	発災から一定期間経過後に被害規模などを勘案し必要に応じて設置する。(発災後数か月～3年程度) ※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の可否を検討する。

2. 仮置場候補地の選定と設置

本市は、災害の種類や規模、被災エリアを考慮し、発災後速やかに一次仮置場を開設し、住民からの受入体制を構築するとともに、状況に応じて近隣集積所を設置する。

発災時に開設する仮置場については、平時から公園やグラウンドなど一定面積や前面道路幅など以下の選定条件を踏まえて、事前に仮置場候補地を選定する必要がある。

表 3-7 仮置場選定条件

	項目	チェック内容
1	立地条件	河川敷、ハザードマップ等での危険箇所は避けているか。周辺で車両の待機場所を確保できるか。
2	前面道路幅	大型車が通行可能な7m以上が目安。大型車両の出入り口を確保できるか。
3	管理者	土地管理者は誰か。周辺住民の理解が得やすい土地か。
4	面積	災害廃棄物の発生量推計により必要な面積を算出するが、効率的に作業を行うためには、4,000m ² 以上が望ましい。
5	周辺の土地利用	周辺に住宅地や病院がないか。200m以上離れていることが望ましい。
6	搬入出口の形状	搬入出口は大型車が通行できる幅か。搬入出口は複数確保できるか。
7	輸送ルート	高速道路IC、緊急輸送路に近いか。
8	土地の形状	平坦地で変則形状の土地でないか、障害物がないか。
9	土地の基盤整備状況	整地がされているか。敷鉄板等の設置が必要か。
10	設備（水・電気）の有無	水を確保できるか。電力を確保できるか。
11	優先利用用途の有無	応急仮設住宅建設予定地、避難所等に指定されていないか。

3. 仮置場内の配置

仮置場は、分別の推進と作業の安全を考慮し、区画や搬入路、人員の配置等を設定する。

表 3-8 仮置場内の配置等検討のために考慮する点

- ・ 搬入路は原則として一方通行とし、分岐や合流は少なくする。
- ・ 出入口には誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ・ 仮置場内の搬入・通行路は、大型車が走行できるように整備する。
- ・ 区画ごとの分別区分を示す配置図や看板を設置する。
- ・ 火災等事故防止のため、区画と区画は2 m以上離し、積み上げ高さは5 m以下とする。
- ・ 汚水の発生等が懸念される場合は、遮水シートを設置するなどによって汚染防止を行う。
- ・ 不法投棄や資源物の盗難防止のため、敷地境界には仮囲いを設けるとともに、夜間等無人となる場合は施錠する。

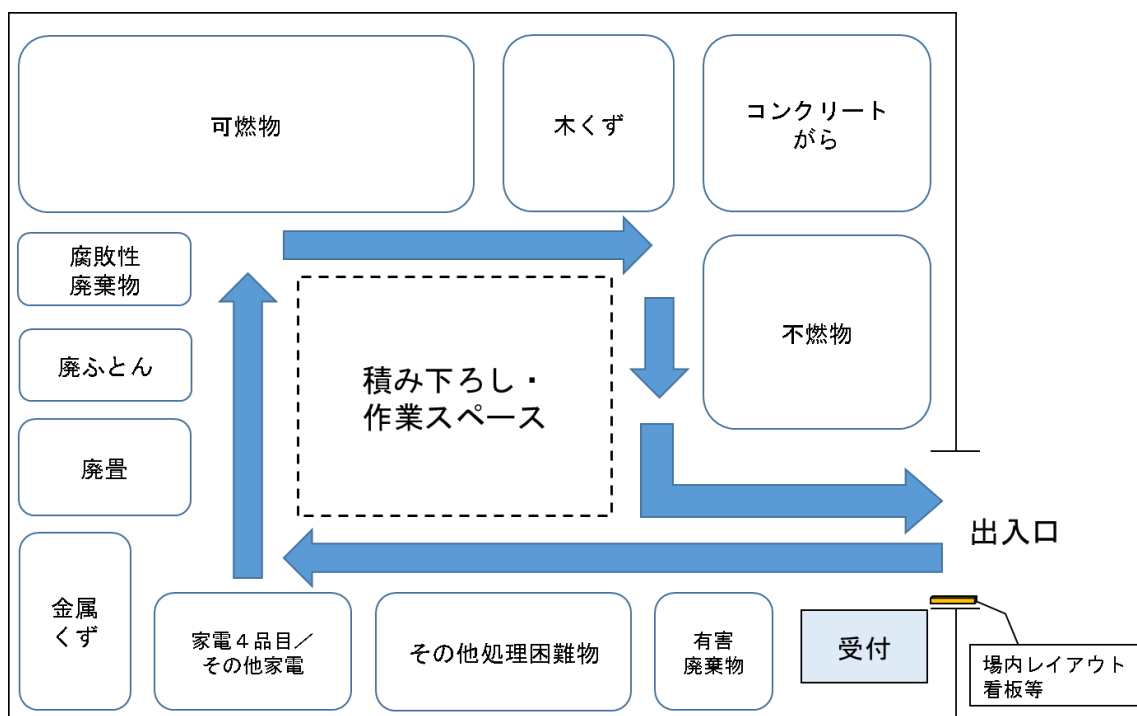


図 3-4 仮置場のレイアウトイメージ

参考：災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者へのヒアリング結果

- ・ 仮置場は、災害廃棄物搬入車両で長蛇の列になる。仮置場内をスムーズに誘導するためには、事前にレイアウトや災害廃棄物の分別方法を市民に周知させておく必要がある。また仮置場入口にレイアウト図や分別方法を見やすく掲示することも効果的である。
- ・ 普段から顔を知っている方が仮置場の受付や分別指導を行うことで、分別意識向上や域外からの搬入が抑制され、トラブル防止につながる。（ヒアリングした自治体では地区の消防団員が対応）
- ・ 搬入時に分別を徹底するためには、早期に作業人員を確保するべきである。

4. 仮置場必要面積の推計方法

仮置場必要面積については、作業スペースや積み上げ高さを考慮して、推計する。本市は津波の到達が予想されていないことから、津波堆積物の仮置場面積の算出はしない。

○地震による仮置場必要面積

南海トラフ地震（過去地震最大モデル）発生時の仮置場必要面積は以下のとおりとなる。

表 3-9 地震による仮置場必要面積

災害廃棄物等発生量（トン）		仮置場必要面積 (m ²)
災害廃棄物	津波堆積物	
6,494	—	902

出典：愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）

○水害による仮置場必要面積

木曾川水系木曾川浸水発生時の災害廃棄物発生量は以下のとおりとなる。

表 3-10 水害による仮置場必要面積

災害廃棄物等発生量（トン）		仮置場必要面積 (m ²)
災害廃棄物	津波堆積物	
18,755	—	4,711

5. 仮置場の管理・運営

仮置場を設置した場合は、速やかに必要な機材や人員を確保し、周辺環境や安全に十分配慮しながら災害廃棄物の受入や搬出などスムーズな運営を行う。

(1) 必要資機材の確保

仮置場の運営に必要な資機材は以下のとおりである。

表 3-11 仮置場の必要資機材

重機	仮置場内分別品目の整理、積み上げ、粗選別、搬出車両への積込等に用いる。(フォーク付きバックホウ、グラップル、ショベルローダ等)
受付機材	搬入車の受付場所、テント、受付台等
看板等掲示板	分別区分を示す立て看板、仮置場内配置図、持ち込み禁止物や便乗ごみ持込等注意喚起する掲示板等
門、フェンス等	不法投棄防止のため周囲を囲うフェンス、車両動線のぬかるみ防止用の敷材等
二次災害防止	害虫防止用薬剤、消火器等
作業員詰所	ユニットハウス、電源、仮設トイレ等
その他	カラーコーン、誘導矢印、デジタルカメラ、マスク等

(2) 仮置場の管理人員の確保

仮置場への便乗ごみの搬入や不法投棄防止のため、必要な人員を配置する。また、過去の被災地では、仮置場周辺で搬入車両による渋滞が問題となっていることから、車両誘導・交通整理人員などを配置し、スムーズな搬入出が行える体制を整える。

必要な人員は、職員のほか、協定に基づく支援、ボランティアや他自治体の応援職員などにより確保し、常時複数人が作業を行える体制を構築する。

(3) 搬入・搬出管理

仮置場へ搬入する車両に関して、受付で搬入台数のカウント、搬入車や搬入物の確認を行い、便乗ごみや他市町村からの搬入防止を徹底する。また、災害廃棄物の種別・量を管理するため、可能な限り搬入車両の荷台の写真撮影を行う。

仮置場からの搬出にあたっては、搬出車両の台数と積込容量の確認を行い、写真撮影や確認結果を記録する。また、仮置場内にトラックスケール等を設置して、搬出量を計量し、処分量の把握を行う。

参考：災害廃棄物処理業務に従事した自治体担当者等へのヒアリング結果

- ・ 受付では、搬入者に車番や搬入物の種別など必要事項を記載してもらおうと受付に時間がかかり、周辺道路の渋滞を引き起こす原因にもなるため、受付員が記録や写真撮影を行っている。
- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の根拠となるため、仮置場の管理・運営を委託する場合は、必ず受託者に日報や搬入出車両台数や数量の記録を徹底させる。

(4) 留意事項

仮置場の管理・運営にあたっての留意事項は以下のとおりである。

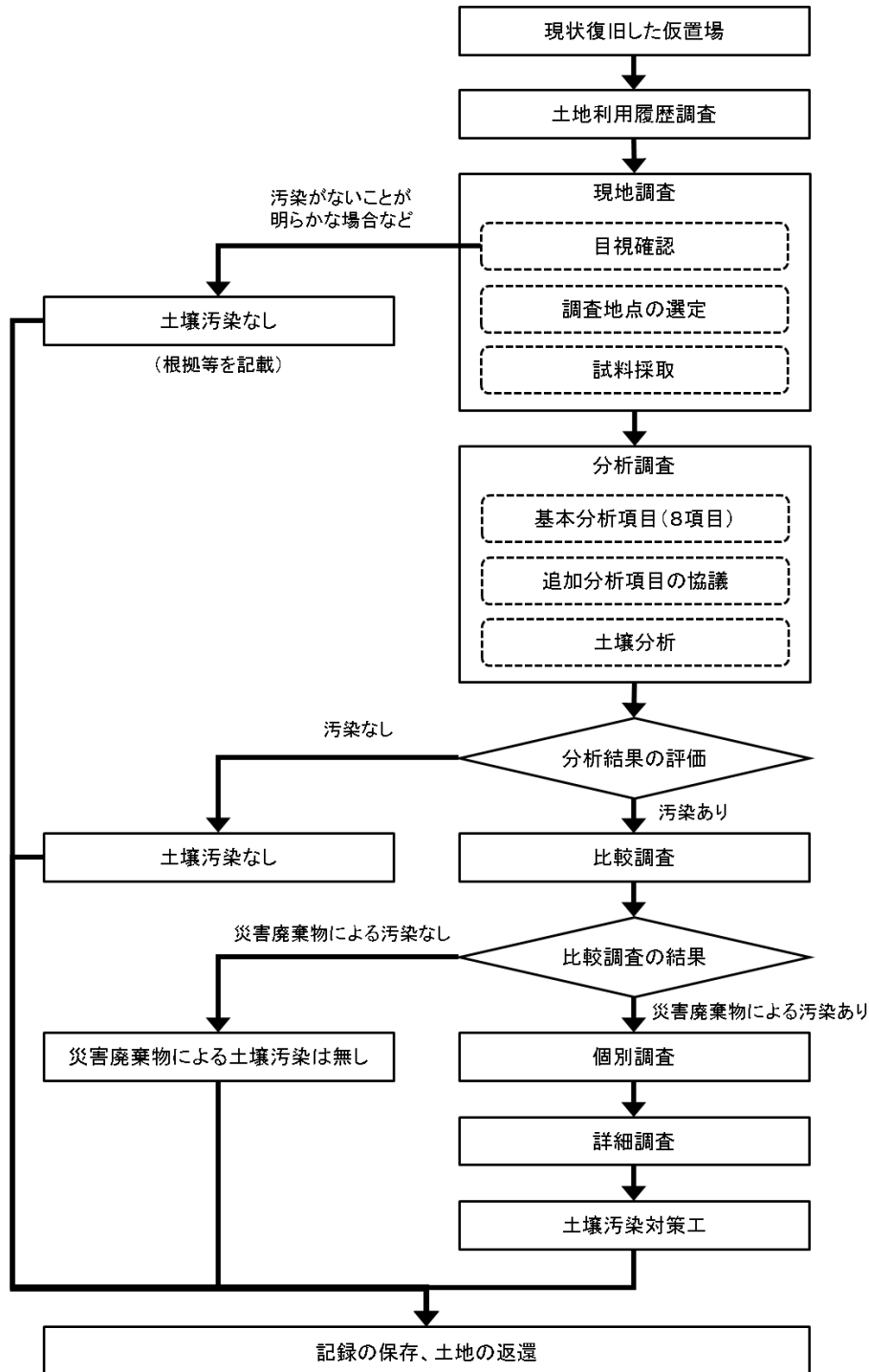
発災後は、仮置場の周辺状況等に応じて、環境保全対策や安全対策を行う。

表 3-12 仮置場の管理・運営にあたって留意する事項

環境リスク対策	騒音対策、消石灰・消毒剤等散布による悪臭等対策、粉じん等の発生状況により散水等を実施する。
火災等事故防止対策	仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200m ² 以下にする。積み上げられる区画と区画との離間距離は2m以上とする。
災害廃棄物の分別	被災者の負担軽減を考慮しつつ、可能な範囲で分別を行う。被災者やボランティア等との連携を図り、災害廃棄物早見表を配布して作業を行う。
搬入・搬出管理	日々、量や分別に対する状況把握を行う。コストの検収を簡潔に実施するため、処理量を特定し、車両の積載状況を写真管理しておく。
仮置場の安全管理	安全靴、肌の露出を避ける服装、マスク、ヘルメット、手袋を着用する。
その他	野焼き禁止の周知を行う。 必要に応じて遮水シート等の施設により、地下水汚染防止対策を実施する。 警備員を常駐させ、仮置場付近への不法投棄や持込時の便乗ごみ排出抑止や分別指導を行う。

6. 仮置場の閉鎖

仮置場を閉鎖するにあたっては、土壌分析等を行い土地の安全を確認し、仮置場を原状回復後、土地管理者に返却する。



出典：環境省東北地方環境事務所（巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか ～東日本大震災の事例から学ぶもの～）（平成 27 年 3 月）

図 3-5 仮置場の閉鎖フロー

第6節 災害廃棄物処理フロー

1. 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源有効活用の観点から可能な限りリサイクルを促進する。以下のフローでの処理を基本とするが、実際の被害状況や発生量に基づき適宜見直しを行う。

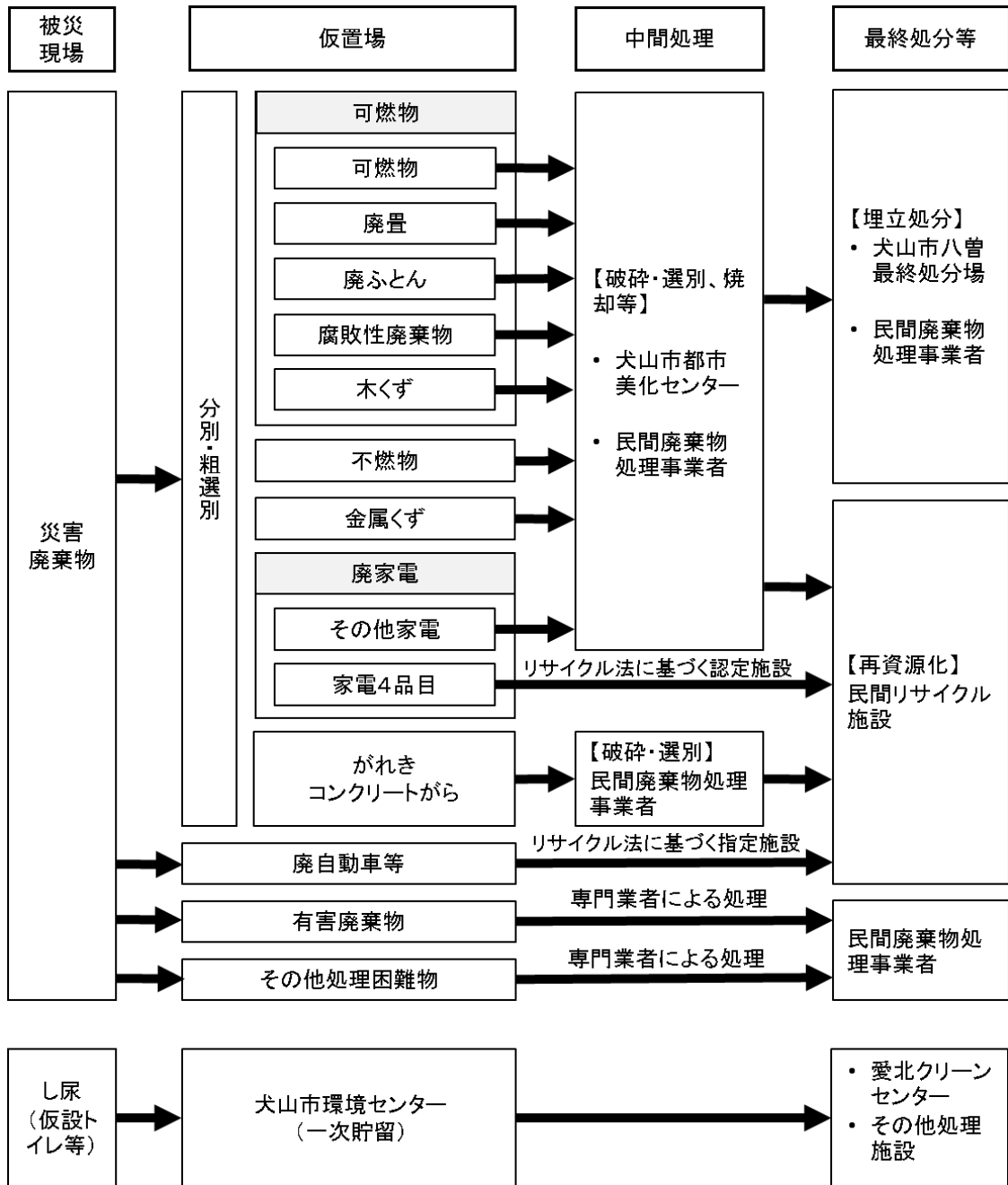


図 3-6 災害廃棄物処理フロー

第7節 分別・処理・再資源化

災害廃棄物の種類別の処分方法及び留意事項は以下のとおりとなる。

表 3-13 災害廃棄物の処分方法及び留意事項

災害廃棄物の種類	処分方法及び留意事項		
	仮置場搬入前	仮置場での処理	処理
可燃物	分別して搬入する。	分別されていない廃棄物を引き抜き、可能な限り再資源化を行う。	焼却処分する。
廃置	分別して搬入する。	自然発火の恐れがあるため、保管時は高く積み上げない。	腐敗による悪臭が発生するため、破碎後焼却処分又は、処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託し、迅速に処理する。
腐敗性廃棄物	分別して搬入する。	焼却処分までに腐敗が進行する場合には、緊急的な措置として、消石灰の散布など対策を行う。	腐敗による悪臭が発生するため、焼却処分又は、処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託し、迅速に処理する。
木くず	付着土砂等の分離を行う。	他の廃棄物と分けて保管する。 付着土砂の状況から資源化できるものとできないものを分別する。	付着土砂の影響が少ないものは、処理可能な事業者へ委託し、再資源化を行う。 再資源化できないものは破碎後焼却処分又は、処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託する。
不燃物	分別して搬入する。	分別されていない廃棄物を引き抜き、可能な限り再資源化を行う。	破碎後、残渣は焼却又は、埋め立て処分する。 処理量が多く処理ができない場合は、処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託する。
コンクリートがら・がれき	分別して搬入する。	分別されていない廃棄物を引き抜き、可能な限り再資源化を行う。	処理可能な事業者へ引渡し、再資源化を行う。
金属くず	分別して搬入する。	分別されていない廃棄物を引き抜き、可能な限り再資源化を行う。	処理可能な事業者へ引渡し、再資源化を行う。

廃家電	家電 4品目	通常通り所有者自ら処理を行う。 災害の状況に伴い受け入れを行う場合は、焼損や形状が大きく変形しているものは、その他家電として受け入れる。 冷蔵庫の中身は空にして受け入れる。	焼損や形状が大きく変形してリサイクルできないものは、その他家電とする。	家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
	その他 家電	家電4品目とは分けて搬入する。	分別されていない廃棄物を引き抜き、可能な限り再資源化を行う。	破碎後、残渣は焼却処分又は埋め立て処分する。
廃自動車等		自動車リサイクル法によりリサイクルする。所有者または自動車リサイクル法の引取事業者に引き渡す。具体的な手順については、「大規模災害により被災した自動車の処理について」(事務連絡 環境省 H28年4月)及び「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」自治体担当者向け(公共財団法人自動車リサイクル促進センター)を参考にする。		
有害 廃棄物	石綿含有 廃棄物	分別して搬入する。	他の災害廃棄物と混同しないように保管する。	処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託する。
	廃石綿等	仮置場に搬入しない。二重梱包の適切な処理を行ったうえで、処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託する。	—	—
	P C B 廃 棄物	所有者が判明している者については、所有者の責任のうえでP C B保管事業者に引き渡し適切に処理をする。 所有者不明のものについては、P C B濃度を測定したうえで、処理可能な廃棄物処理事業者に処理を委託する。		
	廃農薬類	販売店、メーカー等での回収に努める。	—	—
その他 処理困 難物	太陽光発 電設備	感電防止対策をおこない、他の廃棄物と分別する。	感電防止対策を行い、他の廃棄物として分別して保管する。	処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託する。
	石膏 ボード	石綿を含有しているものと含有していないものに分別する。	石綿を含有しているものは、石綿含有廃棄物として処理する。	石綿を含有していない物は、処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託し、可能な限り再資源化を行う。
	廃タイヤ	分別して搬入する。	タイヤの水たまりにおける蚊の発生や、火災に注意して保管する。	処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託し、可能な限り再資源化を行う。
	危険物	消火器やガスボンベなど、分別して搬入する。	強い衝撃による消火器の破裂や、火器によりガスボンベが爆発しないように保管する。	処理可能な民間廃棄物処理事業者に委託する。

第8節 貴重品・思い出の品

倒壊家屋等の解体現場や災害廃棄物の撤去現場・仮置場等において、貴重品や思い出の品を発見した場合は以下のとおり扱う。

○貴重品

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等の有価物 ・ 金庫 ・ 猟銃
対応	所有者が不明な貴重品を発見した場合は、発見日、発見場所、発見者氏名を記録し、速やかに遺失物として警察に引き渡す。

○思い出の品

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真、アルバム ・ 手帳 ・ トロフィー、賞状 ・ 位牌 <p>上記以外にも所有者等の個人にとって価値があると認められるもの。</p>
持ち主の確認方法	・ 公共施設で保管・閲覧し、申告等により確認する。
回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の仮置場、撤去現場や損壊家屋等の撤去（必要に応じて）解体現場で発見した場合は、その都度回収する。 ・ 住民・ボランティアの持ち込みによるものも回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄後一定期間保管する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。

第9節 環境対策

災害廃棄物の各処理工程（損壊家屋等の解体撤去や廃棄物の収集運搬、中間処理（仮置き、選別、破碎、焼却）、最終処分等）では、周辺環境の保全、作業員及び周辺住民の健康影響の防止、労働災害の予防措置を行う。

犬山市災害廃棄物処理基本計画

令和2年3月

< 発行 >

犬山市経済環境部環境課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

(電話番号) 0568-44-0344 (FAX番号) 0568-44-0367

<災害廃棄物処理基本計画策定支援業務受託者>

大栄環境株式会社 〒658-0031 兵庫県神戸市東灘区向洋町東2丁目2番4

(電話番号) 078-857-4649 (FAX番号) 078-857-5255

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した[Aランク]のみを用いて製作しています。

